

(建築物のアスベスト対策はお済みですか?)

民間建築物吹付けアスベスト除去等 補助金交付制度

ご利用の手引き



R3.3 改正版

さいたま市では、市内に存する建築物で、所有者等が吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物のアスベスト等の分析調査や、吹付けアスベスト又はアスベスト含有ロックウールの除去工事等を行う場合、一定の要件のもとその費用の一部を助成し、市民が安全で安心して生活できるよう生活環境の向上に努めます。

— はじめに —

◆アスベストとは？

天然に存在する繊維状鉱物で石綿（せきめん、いしわた）と呼ばれ、熱や摩擦等に強い特性があるので、これまで建築資材としてさまざまな形で使われてきましたが、アスベストを吸入すると人体へ健康被害を及ぼすことが判明し、現在では原則として製造も使用も禁止されているものです。クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの6種類に分類される全てのアスベストを対象としています。

◆アスベスト対策の必要性

現在では、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物においては、吹付け材にアスベストが含まれている建築物があり、放置していると劣化等に伴ってアスベストが飛散するおそれがあります。重量 0.1%超のアスベスト含有のおそれがある吹付け材が使用され始めたのは昭和 30 年代からですが、昭和 50 年に吹付けアスベストの施工作业が原則禁止となった以降も、平成 7 年 3 月 31 日までは 5%以下のアスベストを含有する吹付け材の吹付け作業は法で禁止されておらず、在庫品の使用も考慮して、国では平成 8 年度以前に竣工（改修工事も含む）した建築物については調査対象と考えられています。吹付けアスベスト等は、比較的規模の大きい鉄骨造の建築物の耐火被覆材として使用されている場合がほとんどですが、販売会社や管理会社を通じて建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせいただくなどにより、吹付けアスベスト等の使用のおそれがあるかどうかをご確認ください。使用の疑わしい箇所が見つかったら、本当にアスベストが含まれているか早期の診断を行い、アスベストが含まれていると判明した場合には、健康被害の防止のために除去等の対策工事を行う必要があります。

なお、アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれており、露出して吹付けアスベスト等が使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散する恐れがありますが、アスベストを含有した成形板等の二次製品や天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。よって、本制度の対象は露出の有無は問いませんが、飛散の可能性の高い「吹付け材」に限定しているものです。

— 補助対象建築物 —

対象となる建築物は、さいたま市内にある民間の建築物（国、地方公共団体、その他これらに準じる者が所有するものを除く）とします。

- ☆！ご注意！☆ ・国、地方公共団体その他公共団体から、既に同様の補助金の交付を受けている建築物は対象外です。
- ・既に請負契約をしているものについては、補助金の申請をすることはできません。

— 補助対象者 —

以下の要件を満たす方とします。

- ア 補助対象建築物の所有者又は建物の区分所有等に関する法律第 3 条に規定する区分所有者の団体のいずれかであること
- イ 大規模な事業者（資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超える会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人を超える会社及び個人）でないこと

— 補助対象事業・補助金額・基準一覧 —

	分析調査	除去等工事
補助対象事業	<p><u>アスベストを含有しているおそれのある吹付け建材</u>に係る分析調査</p> <p>— 具体例 —</p> <p><u>吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト</u> <u>(吹付けひる石)、吹付けパーライト</u> 等</p> <p>※ 原則同一建築物における同年代、同用途の調査への補助は1箇所。ただし、年代が異なる増築や工区分けによる施工者の違い、設計図書による複数の吹付け材の使用が確認できる場合等は複数箇所についても補助対象。</p>	<p>分析機関によりアスベストの含有が確認された、<u>吹付けアスベスト及び吹付けロックウール</u> (アスベストの重量が建築材の重量の0.1%を超えるもの)の<u>除去、封じ込め、囲い込み又は建築物の除却工事</u></p> <p>※ 吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトの除去等工事については補助対象外。</p> <p>※ 内装材の撤去復旧費用は補助対象外であるが、建築基準法令等により求められる耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工に要する費用は補助対象。</p>
補助金の額 (補助対象建築物1棟につき) ※1,000円未満の端数は切捨て	<p>補助対象経費※以内の額で、上限25万円まで</p> <p>(消費税等仕入控除税額*が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を補助対象事業に要する経費から減額した額を補助対象経費とする)</p> <p>※ 分析調査事業に要する経費で、事業を実施する請負者に支払う経費</p>	<p>補助対象経費※の2/3以内の額で、上限600万円まで</p> <p>(同左、消費税等仕入控除税額を補助対象事業に要する経費から減額した額を補助対象経費とする)</p> <p>※ 除去等事業に要する経費(調査設計計画費を含む)で、事業を行う請負者に支払う経費(建築物の除却工事の場合は、アスベストの除去工事に要する経費)</p>
基準	<p>(分析機関)</p> <p>一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又は一戸建て等石綿含有建材調査者による調査に基づき実施すること。</p> <p>(調査方法)</p> <p>JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、これによることができる。</p> <p>※ 国際標準化機構 (ISO) や米国の EPA 法で</p>	<p>(施工者)</p> <p>次のいずれかの者</p> <p>ア (一財) 日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者</p> <p>イ (一財) 日本建築センター編集・発行の「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2006」に掲げる工法に従って施工した十分な実績を有すると認められる者</p> <p>(施工方法)</p> <p>次のいずれかによるものとする</p> <p>ア (一財) 日本建築センター編集・発行の「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2006」に掲げるそれぞれの工法</p> <p>イ (一財) 日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」一覧に掲げるそれぞれの工法</p>

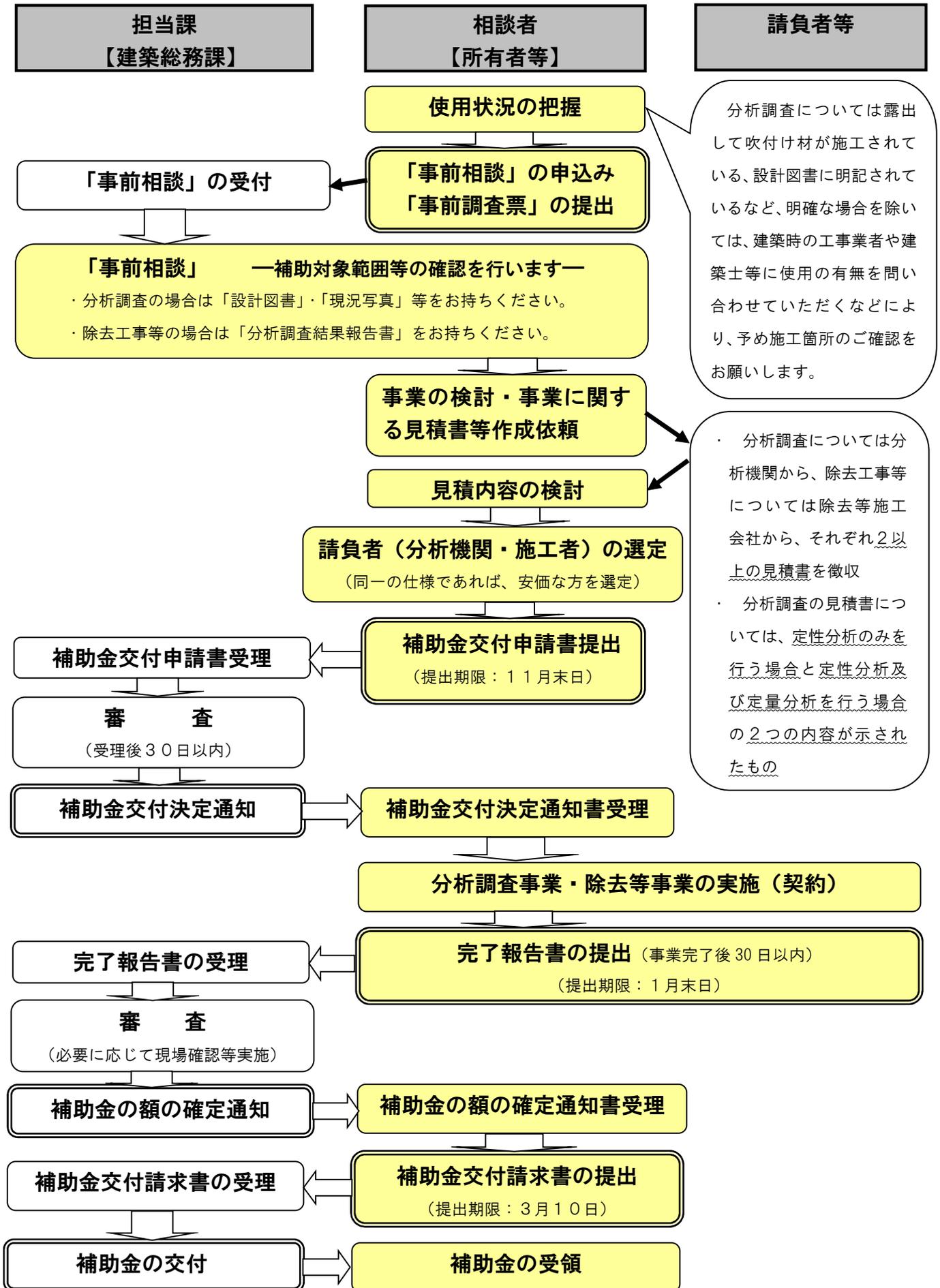
	定める偏向顕微鏡を用いた測定方法については補助対象外となるのでご注意ください。	
	分析調査	除去等工事
基準	<p>(調査実施期間) 補助金交付決定通知を受けた日から起算して、原則30日以内</p>	<p>(施工計画) 除去等事業の計画の策定等を一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又は一戸建て等石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制により実施すること。</p> <p>(施工実施期間) 補助金交付決定通知を受けた日から起算して、原則90日以内</p> <p>(その他) 除去等事業実施により、建築基準法関係規定に不適合にならないよう必要に応じた措置を講じること</p>

☆ 消費税等仕入控除税額とは

補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に、補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額のことです。

消費税法に定める課税事業者（届出により課税事業者となる場合を含み、簡易課税事業者を除く。）で、補助対象経費を控除対象仕入税額に算入する場合は、消費税等仕入控除税額を補助対象事業に要する経費から減額した額が補助対象経費となります。

民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請フロー



— 補助金交付に必要な書類一覧 —

【分析調査の場合】

	提出様式	チェック	添付図書	備考
事前相談	事前相談票		アスベスト含有の恐れがあることを確認できる書類	「設計図書」※、「現況写真」等 ※意匠設計図、竣工図、仕上表、施工記録、維持保全記録、改修工事記録 等
補助金交付申請	様式第1号 「補助金交付申請書（分析調査事業）」		ア 位置図（1/2, 500以上）	
			イ 建築物の配置図	
			ウ 平面図	アスベスト等施工場所を表示したもの
			エ 現況写真	建物外観及びアスベスト等施工場所が判断できるもの
			オ 確認済証及び検査済証の写し	ある場合のみ
			カ 登記事項証明書（建物）又は建物の所有者であることが確認できる書面	共同住宅など区分所有者の団体である場合を除く
			キ 団体の代表者であることを証する書類	共同住宅など区分所有者の団体である場合に限る
			ク 区分所有者の集会において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類	共同住宅など区分所有者の団体である場合に限る
			ケ 原則として所有者全員の合意があることを証する書類	共有物である場合に限る（区分所有者の団体である場合を除く）
			コ 委任状	代理人が申請する場合
			サ アスベストの含有のおそれがあることを証する書類	「設計図書」※、「現況写真」、「建築士等が含有のおそれがあることを認めた旨を証する書類」等 ※意匠設計図、竣工図、仕上表、施工記録、維持保全記録、改修工事記録 等
			シ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了していることを証する書類	
			ス アスベスト含有調査に関する事業の積算内訳書	分析機関が下請負人になる場合に限る
	セ 見積書	2以上の分析機関から徴収したもの（各分析機関より、定性分析のみを行う場合と定性分析及び定量分析を行う場合の2つの内容が示された見積書を徴収）		

	提出様式	チェック	添付図書	備考
補助金交付申請	様式第1号 「補助金交付申請書（分析調査事業）」		ソ その他市長が必要と認める書類	
事業完了報告	様式第8号 「完了報告書（分析調査事業）」		ア 支払内訳書	
			イ 分析機関が発行した分析調査結果報告書等の写し	厚生労働省通知による「石綿分析結果報告書」又はこれと同等の情報が記載された資料
			ウ 請負者と締結した契約書等の写し	分析機関が下請負人となる場合は、請負者と分析機関が締結した契約書等の写しを含む
			エ 請負者からの請求書又は領収書の写し	分析機関が下請負人となる場合は、分析機関の請求書又は領収書の写しを含む
			オ 調査箇所の採取中及び採取後の現場写真	
			カ その他市長が必要と認める書類	

【除去等工事の場合】

	提出様式	チェック	添付図書	備考
事前相談	事前相談票		分析機関による分析調査結果報告書	
補助金交付申請	様式第2号 「補助金交付申請書（除去等事業）」 ※分析調査事業に係る補助金交付申請後に申請を行う場合は、ア～コに掲げる図書のうち、同一の図書については提出を省略することができる		ア 位置図（1/2,500以上）	
			イ 建築物の配置図	
			ウ 平面図	アスベスト等施工場所を表示したもの
			エ 現況写真	建物外観及びアスベスト等施工場所が判断できるもの
			オ 確認済証及び検査済証の写し	ある場合のみ
			カ 登記事項証明書（建物）又は建物の所有者であることが確認できる書面	共同住宅など区分所有者の団体である場合を除く
			キ 団体の代表者であることを証する書類	共同住宅など区分所有者の団体である場合に限る
			ク 区分所有者の集会において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類	共同住宅など区分所有者の団体である場合に限る
			ケ 原則として所有者全員の合意があることを証する書類	共有物である場合に限る（区分所有者の団体である場合を除く）
			コ 委任状	代理人が申請する場合
			ア 分析機関が発行した分析調査報告書の写し	
			イ 規定された施工者であることを証する書類	
			ウ 見積書	2以上の除去等施工会社（元請負人）から徴収したもの
			エ 施工計画書	一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又は一戸建て等石綿含有建材調査者が策定したことが確認できるもの
	オ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了していることを証する書類			
	カ その他市長が必要と認める書類			

	提出様式	チェック	添付図書	備考
事業完了 報告	様式第9号 「完了報告書（除去 等事業）」		ア 支払内訳書	
			イ 請負者が作成した除去等 工事の結果報告書の写し	
			ウ 請負者と締結した契約書 等の写し	
			エ 請負者からの請求書又は 領収書の写し	
			オ 工事記録	施工前、施工中及び施工後の写真を含む
			カ 右欄に掲げる法令等に基 づき提出した届出書の写し	(7) 大気汚染防止法 (イ) 石綿障害予防規則 (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (エ) さいたま市生活環境の保全に関する 条例
			キ その他市長が必要と認め る書類	

【分析調査・除去等工事 共通】

	提出様式	チェック	添付図書	備考
消費税等仕入控除税額	様式第2の2号 「消費税等仕入控除不適用申出書」			消費税及び地方消費税の申告により見込まれる消費税等仕入控除税額が、ある場合には提出するもの
申請取下げ	様式第5号 「補助金交付申請取下届出書」			
対象事業の変更・中止	様式第6号 「(変更・中止)承認申請書」		変更承認申請である場合の当該変更に係る書類	
補助金の交付請求	様式第11号 「補助金交付請求書」			
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告	様式第13号 「消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」		消費税等仕入控除税額の積算の内訳を示す書類	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額が、完了時に報告した消費税等仕入控除税額を超える場合に報告するもの

様式

- 事前相談票
- 補助金交付申請書（分析調査事業）（様式第 1 号）
- 補助金交付申請書（除去等事業）（様式第 2 号）
- 消費税等仕入控除不適用申出書

さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業

「事前相談票」

年 月 日

相 談 者	<input type="checkbox"/> 建築物所有者 <input type="checkbox"/> マンション管理組合 <input type="checkbox"/> 施工者、設計事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	住所			
	氏名 <small>(法人の場合は法人名も記入)</small>			
	電話番号 ()			
建 築 物 名				
所 在 地	さいたま市 区			
建築物規模	竣 工 年	年	階 数	／
	用 途		構 造	造
補助対象事業	<input type="checkbox"/> 分析調査事業			
	<input type="checkbox"/> 除去等事業 (分析機関名)			
吹付け材の概要	商品名			
	設計・施工図書 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

(注意)

- ・分析調査の場合は「設計図書」・「現況写真」等を提示してください。
- ・除去工事等の場合は「分析調査結果報告書」を提示してください。

さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業 補助金交付申請書 (分析調査事業)

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____

標記の補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び内容

さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱第3条に規定する分析調査事業

2 分析調査事業の着手予定年月日

年 月 日

3 分析調査事業の完了予定年月日 (調査結果の判明予定年月日)

年 月 日

4 補助対象建築物の棟数 _____ 棟

5 交付申請額 (次項(2)で算出した額。2棟以上の場合は合計額を記入)

_____ 円

6 交付申請額の算出方法等 (2棟以上の場合は1棟ごとに記入)

(1) 定性分析のみを行う場合

補助対象事業に要する経費 A	円	消費税等仕入控除税額 B	円
補助対象経費 C = A - B	円	補助限度額 D	250,000円
交付申請額 C又はDのいずれか少ない額 (1,000円未満の端数は、切捨て) E			円

(2) 定性分析及び定量分析を行う場合

補助対象事業に要する経費 A	円	消費税等仕入控除税額 B	円
補助対象経費 C = A - B	円	補助限度額 D	250,000円
交付申請額 C又はDのいずれか少ない額 (1,000円未満の端数は、切捨て) E			円

(注) 補助対象事業に要する経費Aの額は、分析調査事業に要する経費で請負者に支払う予定の額です。

消費税等仕入控除税額Bの額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

7 補助対象建築物の概要 (1棟ごとに記入)

棟番号 ()

建築物名称		
所在地		さいたま市 区
建築年月日		年 月 日
建築物用途		
構造・規模	構造	造、一部 造
	階数	階建(地上 階、地下 階)
	延床面積	m ²
分析調査事業を要する箇所	室名称	
	部位	柱、梁、壁、天井、その他 ()
	吹付け材の施工面積	概ね m ²
	分析調査事業実施箇所の吹付け材の現況及びアスベストが含有されているおそれがあると判断する理由	

(注) 補助対象建築物の棟数が2棟以上の場合は、コピーして記入し、添付してください。

8 分析調査事業の概要

請負者	名称	
	所在地	
	電話番号	
分析調査事業見積額		(1) 定性分析のみを行う場合 円 (2) 定性分析及び定量分析を行う場合 円

9 申請事業者の概要 (申請者が法人又は個人事業者である場合に記入)

資本金の額又は 出資の総額	円	従業員数	人
消費税法に定める課税事業者について ※ 該当する□に「レ」チェック			
<input type="checkbox"/> 課税事業者 (届出により課税事業者となる場合を含み、簡易課税事業者を除く。以下同じ。) であり、補助対象経費を控除対象仕入税額に算入する。			
<input type="checkbox"/> 課税事業者であるが、補助対象経費を控除対象仕入税額に算入しない。 又は、免税事業者又は簡易課税事業者に該当する。			

注 氏名が印字の場合には押印してください。

さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業
補助金交付申請書(除去等事業)

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

標記の補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び内容

さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱第3条に規定する除去等事業

2 除去等事業に係る工事の着手予定年月日

年 月 日

3 除去等事業に係る工事の完了予定年月日

年 月 日

4 補助対象建築物の棟数

_____棟

5 交付申請額(2棟以上の場合は合計額を記入)

_____円

6 交付申請額の算出方法等(2棟以上の場合は1棟ごとに記入)

補助対象事業に要する経費 A	円
消費税等仕入控除税額 B	円
補助対象経費 C = A - B	円
$D = C \times 2 / 3$	円
補助限度額 E	6,000,000円
交付申請額 D又はEのいずれか少ない額 (1,000円未満の端数は、切捨て) F	円

(注) 補助対象事業に要する経費Aの額は、分析調査事業に要する経費で請負者に支払う予定の額です。

消費税等仕入控除税額Bの額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

7 補助対象建築物の概要 (1棟ごとに記入)

棟番号 ()

所在地		さいたま市 区	
補助対象建築物の棟数			
建築年月日		建築物用途	
構造・規模	構造	造、一部 造	
	階数	階建(地上 階、地下 階)	
	延床面積	m ²	
建築基準法で要求する耐火建築物		要求あり ・ 要求なし	
除去等事業を行う箇所	室名称		
	部位	柱、梁、壁、天井、その他 ()	
	吹付けアスベスト等施工面積	概ね	m ²
	除去等事業実施箇所の吹付けアスベスト等の現況		

(注) 補助対象建築物の棟数が2棟以上の場合は、コピーして記入し、添付してください。

8 除去等事業の概要

請負者	名称	
	所在地	
	電話番号	
除去等事業の内容	<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 除却	
除去等事業見積額	円	

9 資金計画

除去等事業の費用の総額	円
さいたま市からの補助金	円
自己資金	円

以上のとおり、除去等事業の実施に当たっては、他の助成制度を利用しません。

10 申請事業者の概要 (申請者が法人又は個人事業者である場合に記入)

資本金の額又は出資の総額	円	従業員数	人
消費税法に定める課税事業者について ※ 該当する□に「レ」チェック			
<input type="checkbox"/> 課税事業者 (届出により課税事業者となる場合を含み、簡易課税事業者を除く。以下同じ。) であり、補助対象経費を控除対象仕入税額に算入する。			
<input type="checkbox"/> 課税事業者であるが、補助対象経費を控除対象仕入税額に算入しない。 又は、免税事業者又は簡易課税事業者に該当する。			

注 氏名が印字の場合には押印してください。

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____
 《法人の場合代表者氏名》

消費税等仕入控除不適用申出書

補助金の交付を受けようとする補助対象事業に要する経費については、消費税法の規定による仕入に係る消費税額の控除を受けませんので、その旨を申し出ます。

なお、事業の完了までに申出の内容が変更し、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、速やかに市長に報告し、補助金の交付が完了している場合で市長から補助金の返還を命じられたときは、命じられた額を返還します。

また、市長から課税売上高等について報告を求められた場合においては、速やかに報告します。

補助金の申請内容の概要

棟番号（ ）

建築物名称		
補助事業の内容	分析調査 除去工事	
所在地	さいたま市 区	
建築年月日	年 月 日	
建築物用途		
構造・規模	構造	造、一部 造
	階数	階建（地上 階、地下 階）
	延床面積	m ²

報告理由 該当するものに○をすること。

- (1) 消費税法における納税義務者でない。
- (2) 消費税法第9条第1項の納付義務の免除者であり、かつ、同条第4項に基づき、同条第1項の規定を受けない旨の届出書を提出していない。
- (3) 簡易課税事業者であり、消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した事業者である。
- (4) 前3号に該当しないが、事業費に係る消費税額及び地方消費税額については、控除対象に含めない。

注 氏名が印字の場合には押印してください。

◆ 申請受付窓口、制度に関するお問合せ先 ◆

さいたま市 建設局 建築部 建築総務課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 TEL:048-829-1539

◆ 申請書のダウンロード等 ◆

さいたま市公式ホームページ <http://www.city.saitama.jp/index.html>

(建築総務課「民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付について」)